

叙勲受章 おめでとうございます

☎ 秘書広報課 ☎049-256-9187

国家または公共に対する長年の功績や特定の分野における業績を称えられ、市内では次の方々が榮譽に輝かれました。



松田 明典 さん
(元人事院北海道事務局長)

瑞宝小綬章(人事行政事務功勞)



大木 良男 さん
(元衆議院参事)

瑞宝小綬章(議院速記功勞)

【令和3年春の叙勲】



佐藤 安男 さん
(元警視庁警部)

瑞宝双光章(警察功勞)



平野 藤夫 さん
(元2等陸佐)



田中 多恵子 さん
(元2等陸佐)

瑞宝双光章(防衛功勞)

【第36回危険業務従事者叙勲】

市制施行50周年記念 みなさんの投票でロゴマークを決定します

☎ シティプロモーション課 ☎049-256-7894

市制施行50周年を彩るロゴマークを投票により決定します。右のロゴマークから1つ選んで投票してください。



投票期間 7月1日(木)~31日(土)(消印有効)

投票方法

- 各公共施設に設置する投票箱に直接
- 市ホームページ投票フォームから
- FAXまたは郵送(市内公共施設に設置する投票用紙のほか、任意様式でも可)

あて先：〒354-8511 (所在地は記載不要)

富士見市役所シティプロモーション課

FAX049-254-2000

※投票は1人1票です。市外の方も投票できます。

A



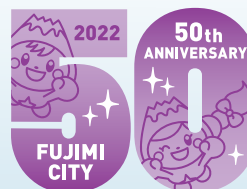
富士見市★市制施行50周年

C



富士見市★市制施行50周年

B



富士見市★市制施行50周年

デザイン案は、富士見市マスコットキャラクター「ふわっぴー」のデザイナーである石田裕子さん(市内在住)作成

このまちでかがやく
このまちをかがやかす



1次試験日
9/19(日)

令和4年4月1日付採用

富士見市職員採用試験(後期試験)

【申込期間】8月2日(月)～26日(木) 問 職員課 ☎内218

受験資格など(詳しくは受験案内をご覧ください)

職 種	採用予定人数	受 験 資 格
一般事務職	5人程度	①学校教育法に定める高等学校卒業程度以上の学歴を有する方(※1) ②平成7年4月2日～平成16年4月1日生まれの方
一般事務職(障がい者)	2人程度	①学校教育法に定める高等学校卒業程度以上の学歴を有する方(※1) ②平成3年4月2日～平成16年4月1日生まれで、受験申込み期日までに次のいずれかの手帳の交付を受けている方【身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳】
保育士	3人程度	①学校教育法に定める高等学校卒業程度以上の学歴を有する方(※1) ②平成3年4月2日以降に生まれ、保育士の資格を有する方(※2)
保健師	1人	①学校教育法に定める高等学校卒業程度以上の学歴を有する方(※1) ②昭和56年4月2日以降に生まれ、保健師の資格を有する方(※2)
土木技術職	2人程度	①学校教育法に定める高等学校卒業程度以上の学歴を有する方(※1) ②昭和56年4月2日～平成16年4月1日生まれで、次のいずれかに該当する方 ・土木関係の専門課程で専門科目を履修し卒業した方(※1) ・1級または2級土木施工管理技士、技術士(建設または上下水道部門)のいずれかの資格を有する方
建築技術職	1人	①学校教育法に定める高等学校卒業程度以上の学歴を有する方(※1) ②昭和56年4月2日～平成16年4月1日生まれで、次のいずれかに該当する方 ・建築関係の専門課程で専門科目を履修し卒業した方(※1) ・1級または2級建築士、1級または2級建築施工管理技士のいずれかの資格を有する方

(※1)令和4年3月卒業見込みの方を含む (※2)令和4年3月末日までに資格取得見込みを含む

申込方法

市ホームページの電子申請・届出サービスからお申し込みください。
詳しくは、受験案内をご覧ください。

受験案内の配布場所

市ホームページ、市役所本庁舎総合案内、職員課、各出張所・公民館・コミュニティセンター・交流センター

注意事項

- ・新型コロナウイルス感染症の影響で、試験日などを変更する場合があります。随時市ホームページをご覧ください。
- ・前期試験を受験した方は、後期試験を受験できません。
- ・採用予定人数は変更する場合があります。
- ・前期試験・後期試験のいずれも採用予定日は令和4年4月1日です。

国民健康保険からのお知らせ

新しい国民健康保険被保険者証を送付 固 保険年金課 健康保険係 ☎049-252-7112

富士見市国民健康保険の被保険者証(以下、保険証)を8月1日(日)に更新します。新しい保険証は7月末日までに世帯主の方へ簡易書留郵便で送付します。

保険証に枝番を記載

オンライン資格確認を10月(予定)までに開始し、保険証を個人単位化するため、番号の隣に個人を識別するための2けたの枝番を記載し交付します。



ジェネリック医薬品希望シールを同封

ジェネリック医薬品は、新薬と同じ有効成分で製造した薬のことで、新薬に比べて安価に購入できます。保険証やお薬手帳に貼ってご利用ください。

臓器提供の意思表示について

保険証の裏面に臓器提供意思表示欄を設けていますので、意思表示をお願いします。
なお、記入は任意であり、強制するものではありません。

国民健康保険限度額適用認定証の更新に伴う申請について

固 保険年金課 健康保険係 ☎049-252-7112

入院や高額な外来診療を受ける場合は、限度額適用認定証の交付申請をしてください。

※限度額適用認定証は、国民健康保険の滞納がない方が対象です。

国民健康保険限度額適用認定証とは

医療機関の窓口で提示すると、医療費の支払いが世帯の所得区分に応じた自己負担限度額までとなり、窓口での負担を軽減することができる認定証のことで、

有効期限と申請方法について

現在の限度額適用認定証の有効期限は、7月31日(土)です。該当者には更新の通知と申請書を7月中旬に郵送します。8月1日(日)以降も必要な方は、郵送で申請書を提出してください。

国民健康保険資格の取得・喪失手続き、保険証の記載内容の変更手続き

固 保険年金課 健康保険係 ☎049-252-7112

必要書類を持参し、保険年金課または各出張所で手続きをしてください。

	国民健康保険資格の取得手続き	国民健康保険資格の喪失手続き	保険証の記載内容の変更手続き
対象	社会保険など健康保険の資格を喪失された方	社会保険など健康保険に加入された方	氏名や住所などが変更となった方
必要書類	資格喪失日または退職日を証明できる書類(保険資格喪失証明書など)、本人確認書類、マイナンバーのわかるもの	資格取得日を証明できる書類(社会保険の保険証など)、保険証、本人確認書類、マイナンバーのわかるもの	旧記載の保険証、本人確認書類、マイナンバーのわかるもの

国民健康保険税の減免・軽減について

固 保険年金課 国保税係 ☎049-252-7113

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、国民健康保険(国保)税が減免になる場合があります。詳しくは市ホームページをご覧ください。

申請期限 納期限7日前(必着)

- 要件
- 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合
 - 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入の減少が見込まれる場合

世帯の所得に応じた軽減

世帯主と国保加入者の前年の合計所得が下表の軽減判定基準以下の場合、均等割額が軽減されます。

世帯主と国保加入者全員(16歳以上)の所得が判明している必要があります。税法上の被扶養者や収入が無い方も申告が必要です。

軽減判定基準	軽減割合
43万円+10万円×(給与所得者等 ^{※1} の人数-1)	7割
43万円+28.5万円×国保加入者 ^{※2} の人数+10万円×(給与所得者等 ^{※1} の人数-1)	5割
43万円+52万円×国保加入者 ^{※2} の人数+10万円×(給与所得者等 ^{※1} の人数-1)	2割

(※1)世帯主と国保加入者のうち、給与収入か公的年金等収入が一定額以上ある方のこと

(※2)国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行後、継続して同じ世帯に属する方を含む

非自発的失業者の軽減

倒産や解雇などで離職された方は、国保税が軽減される場合があります。

対象 雇用保険受給資格者証の離職時年齢が65歳未満で、離職理由の番号が次のいずれかの番号の方

離職理由番号 11、12、21、22、23、31、32、33、34

申請方法 ハローワークで雇用保険受給資格者証を取得後、市ホームページの「申請書のダウンロード」から特例対象被保険者等申告書を印刷し、記入して保険年金課に郵送してください。



国民健康保険税の減免

災害で損害を受けたなど特定の要件に該当する場合は、申請により国保税が減免される場合がありますのでご相談ください。

申請期限は原則として納期限の7日前(必着)までです。預貯金や資産などの調査を行う場合があります。

国保税の年金天引き

国保税の年金天引きは年6回です。4月、6月、8月は今年の2月に天引きした額と同額を仮徴収し、10月、12月、2月は前年の所得に応じた額を本徴収します。国保税に滞納がない場合、申出により口座振替に変更することができます。

納税通知書の送付

7月6日(火)に国保税の納税通知書を納税義務者である世帯主に送付します。世帯主が国保に加入していなくても、世帯内に国保加入者がいる場合は納税義務者になります。

i 富士見ガーデンビーチの 令和3年度シーズンの運営中止について

☎ 文化・スポーツ振興課 ☎049-252-7139

富士見ガーデンビーチは、広報『富士見』6月号で7月10日(土)からオープンとお知らせしましたが、新型コロナウイルス変異株の増加などの状況から、レジャープールであるという特性上、感染防止対策の徹底が極めて困難であると判断し、今年度の運営を中止することとしました。

楽しみにされていた方には申し訳ございませんが、ご理解くださるようお願いいたします。

i びん沼自然公園整備事業に係る説明会

☎ まちづくり推進課 ☎049-257-8455

びん沼自然公園整備事業の工事説明会を開催します(申込不要)。

とき 7月15日(木)午後6時(午後5時30分開場)

場所 キラリ☆ふじみ

内容 工事内容、スケジュールなど

※工事の概要については、市ホームページをご覧ください。



市税・国民健康保険税の口座振替推進キャンペーン 保冷機能付エコバッグを200人にプレゼント

☎ 収税課 ☎049-252-7118

市税などの口座振替の周知と利用促進のため、口座振替推進キャンペーンを実施します。

キャンペーン期間中、下記対象の方(先着200人)に保冷機能付きエコバッグをプレゼントします。

期間 7月1日(木)～9月30日(木)

対象 収税課でペイジー口座振替受付サービスを利用し、新規に口座振替手続きをした方

※令和3年度の課税がある方に限ります。

対象税目

- 市・県民税(普通徴収)
- 固定資産税(都市計画税)
- 軽自動車税(種別割)
- 国民健康保険税(普通徴収)



ペイジー口座振替受付サービス (収税課窓口のみ)

取扱金融機関のキャッシュカード、納税通知書をご持参ください。

代理人カード、指紋認証カードなど、一部利用できないカードがあります。

※専用端末にキャッシュカードを通し、暗証番号を入力するだけで簡単にお申し込みできます。





介護保険からのお知らせ

介護保険料納付通知書は
7月6日(火)
に発送します。

☎ 高齢者福祉課 ☎049-252-7107

8月から特定入所者介護サービス費の支給要件などを変更

介護保険制度の改正により、施設に入所している方の食費の自己負担を軽減する特定入所者介護サービス費(負担限度額認定証)の支給要件と額を8月から変更します。

食費の自己負担限度額(1日あたり)

令和3年7月まで	所得の状況		預貯金などの資産の状況	食費	→	令和3年8月から	所得の状況		預貯金などの資産の状況	食費
	世帯全員が住民税非課税	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方					世帯全員が住民税非課税	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方		
	世帯全員が住民税非課税	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方	単身/ 1,000万円以下 夫婦/ 2,000万円以下	390円		世帯全員が住民税非課税	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方	単身650万円以下 夫婦1,650万円以下	390円 (600円)	
		前年の合計所得金額+年金収入額が80万円を超える方		650円			前年の合計所得金額+年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	単身550万円以下 夫婦1,550万円以下	650円 (1,000円)	
							前年の合計所得金額+年金収入額が120万円を超える方	単身500万円以下 夫婦1,500万円以下	1,360円 (1,300円)	

※食費の()は、短期入所生活介護または短期入所療養介護(ショートステイ)を利用した場合の金額です。

8月から高額介護サービス費の限度額などを変更

8月から現役並み所得者の高額介護サービス費の支給要件となる収入区分が細分化され、収入が約770万円以上の方の基準額を引き上げます。

自己負担限度額(月額)

令和3年7月まで	区分	限度額(世帯)	→	令和3年8月から	区分	限度額(世帯)
		現役並み所得相当の方(年収約383万円以上)			44,400円	
				年収約770万円以上約1,160万円未満の方	93,000円	
				年収約383万円以上約770万円未満の方	44,400円	

そのほかのお知らせ

介護保険料の納付方法

特別徴収 (年金からの天引き)	高齢・障害・遺族年金の受給額が年額18万円以上の方
普通徴収 (納付書で納付)	高齢・障害・遺族年金の受給額が年額18万円未満の方

※40歳以上65歳未満の方の介護保険料は、公的医療保険料(国保・社保)と合算して徴収されます。

介護保険料を滞納すると

滞納が続くと、その未納期間に応じて介護サービスの利用などに制限が生じます。支払いが困難な場合は、ご相談ください。

便利な口座振替をご利用ください

ペイジー口座振替受付サービスや介護保険料口座振替申込書をご利用ください。詳しくはお問い合わせください。
※納期限が過ぎたものは利用できません。

税制改正の影響について

税制改正により、給与所得控除と公的年金等控除がそれぞれ10万円引き下げられましたが、この税制改正による影響で介護保険料や高額介護サービス費、自己負担割合などで負担が増えることはありません。



国民年金保険料の免除制度

☎ 保険年金課 年金係 ☎内317

経済的な理由や災害などで保険料の納付が困難な方は、免除の申請をしてください。

※申請者本人のほか配偶者や世帯主の前年所得が基準額以下であることが必要です。所得税や住民税が未申告の場合には、税の申告が必要な場合があります。

申請期間 7月1日(木)から(令和3年度分)

申請場所 保険年金課(出張所ではできません)

必要書類 基礎年金番号またはマイナンバーがわかるもの、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)、雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票などの写し(失業を理由とする方)

※代理人による申請は、代理人の本人確認ができるもの(運転免許証など)が必要です。なお、代理人が別世帯の場合は、委任状もご持参ください。

一部免除を承認された方へ

納付すべき一部保険料を納付しないと未納扱いとなり、老齢・障害・遺族年金の受給資格期間に含まれません。

免除・猶予を継続希望された方へ

免除・猶予の申請は毎年必要ですが、現在全額免除または若年者納付猶予が承認されている方で、申請時に自動継続を希望された方は、改めて申請する必要はありません。

免除・猶予期間の追納希望の方へ

将来受け取る年金額が減額しないよう、10年以内であれば後から保険料を納付できます(追納)。承認された期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料額に一定の金額を加算して納めることになります。

詳しくは、保険年金課年金係または川越年金事務所(☎049-242-2657)へお問い合わせください。

上下水道に異常があるときに

7・8月の緊急修繕当番店

☎ 水道課 ☎049-257-8976

☎ 下水道課 ☎049-257-8922

緊急性のある突発的な漏水や下水管のつまりなどが発生したときは、市が指定する下記の当番店または、管工事業協同組合事務所に修理を依頼してください(修理代自己負担)。

通常の修理は、市の指定を受けた工事業業者や新設時などの工事店に依頼してください。

※工事店の都合により、当番店が変更することがあります。

※マンション・アパートなどは管理者へ連絡してください。

管工事業協同組合事務所 ☎049-255-5611(月～金曜午前9時～午後4時)

緊急修繕当番店(午前5時～午後9時)

7月			8月		
日	工事店名	電話番号	日	工事店名	電話番号
1(木)	協和工業(株)	049-252-2188	1(日)	(有)三枝鉄工所	049-254-2036
2(金)	(有)斉藤水道工業所	049-251-1363	2(月)		
3(土)			3(火)	(有)富田設備工業所	049-251-1046
4(日)	(有)武井設備	049-258-3525	4(水)		
5(月)			5(木)	(有)篠田設備	049-252-0858
6(火)	(有)松崎工業所	049-251-3961	6(金)		
7(水)			7(土)	杉山設備工業	090-8106-5003
8(木)	(有)三枝鉄工所	049-254-2036	8(日)		
9(金)			9(月)	(有)吉見水道	049-251-8387
10(土)	(有)富田設備工業所	049-251-1046	10(火)	(株)三栄工業	049-251-0719
11(日)			11(水)		
12(月)	(有)篠田設備	049-252-0858	12(木)	(有)神保水道	049-253-3515
13(火)			13(金)		
14(水)	杉山設備工業	090-8106-5003	14(土)	(有)岡部ポンプ店	049-251-5418
15(木)	(有)吉見水道	049-251-8387	15(日)		
16(金)			16(月)	協和工業(株)	049-252-2188
17(土)	(有)岡部ポンプ店	049-251-5418	17(火)		
18(日)			18(水)	岩田工業所	048-472-1026
19(月)	(有)神保水道	049-253-3515	19(木)	(有)斉藤水道工業所	049-251-1363
20(火)			20(金)		
21(水)	(株)三栄工業	049-251-0719	21(土)		
22(木)			22(日)		
23(金)	協和工業(株)	049-252-2188	23(月)	(有)武井設備	049-258-3525
24(土)			24(火)		
25(日)			25(水)	(有)富田設備工業所	049-251-1046
26(月)	(有)武井設備	049-258-3525	26(木)		
27(火)			27(金)	(有)三枝鉄工所	049-254-2036
28(水)	(有)斉藤水道工業所	049-251-1363	28(土)		
29(木)			29(日)	(有)松崎工業所	049-251-3961
30(金)	岩田工業所	048-472-1026	30(月)		
31(土)			31(火)	(有)篠田設備	049-252-0858



消費生活相談

☎ 消費生活センター ☎049-252-7181

【相談日】 月～金曜10:00～12:00、13:00～15:30

格安スマホを契約する際は内容をしっかりと確認しましょう

格安スマホのサービスは、比較的安価のため、契約する方が増えていますが「使用している端末で利用できない」「通話料金が安くなるのは専用のアプリを利用した場合のみと後からわかった」「解約手続きがオンラインのみで困っている」など、今までの契約との認識の違いから、トラブルになる場合があるため注意が必要です。

【消費者へのアドバイス】

格安スマホは、今までの携帯電話会社のサービスとは利用方法や受けられるサポートが異なり、料金が高額になる場合もあります。契約時に今までの契約との違いを理解し、希望するサービス内容かどうかを確認しましょう。